

令和2年第2回上三川町議会定例会会議録

令和2年3月3日（火）

1 目 目

(条例・補正予算等上程及び一部採決、常任委員会付託)
(令和2年度当初予算上程、予算特別委員会設置・付託)

令和2年3月3日～3月19日

町議会定例会会議録

令和2年3月3日第2回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 渡邊由紀子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	川島 信一
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	川島 勝也
上下水道課長	伊藤 知明	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3	議案第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第4	議案第3号	上三川町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第4号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第6	議案第5号	上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第7	議案第6号	上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第7号	上三川町営住宅管理条例の一部改正について
日程第9	議案第8号	上三川町都市公園条例の一部改正について
日程第10	議案第9号	上三川町道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第11	議案第10号	町道路線の認定について
日程第12	議案第11号	令和元年度上三川町一般会計補正予算（第4号）
日程第13	議案第12号	令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第13号	令和元年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第14号	令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第15号	令和元年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第16号	令和元年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第17号	令和元年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第18号	令和2年度上三川町一般会計予算
日程第20	議案第19号	令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算
日程第21	議案第20号	令和2年度上三川町介護保険事業特別会計予算
日程第22	議案第21号	令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第23	議案第22号	令和2年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算
日程第24	議案第23号	令和2年度上三川町水道事業会計予算
日程第25	議案第24号	令和2年度上三川町下水道事業会計予算
追加日程第1	議案第25号	町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年農地農業用施設災害復旧に関する専決処分）

午前10時00分 開議

○議長【石崎幸寛君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【石崎幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【石崎幸寛君】 ご着席ください。

令和2年第2回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定を初め、令和2年度当初予算などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げます。さらに、新型コロナウイルス感染予防のため、議員の皆様には、マスク着用など咳エチケットを守られるようお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和2年第2回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。

○議長【石崎幸寛君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、お配りしています令和2年度上三川町予算書の訂正がありましたので、お手元のとおり差しかえをお願いいたします。

次に、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和元年11月分から令和2年1月分までの3カ月分、及び令和2年2月に実施されました定例監査結果報告書が提出されております。

組合議会関係では、令和元年第3回石橋地区消防組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、3番・篠塚啓一君、4番・神藤昭彦君を指名いたします。

○議長【石崎幸寛君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。委員長。

(10番・議会運営委員長 田村 稔君 登壇)

○10番・議会運営委員長【田村 稔君】 本日招集されました令和2年第2回町議会定例会の会期運営につきまして議長より諮問され、2月13日及び26日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、議案23件、一般質問通告者は10人であります。

会期につきましては、本日3月3日から3月19日までの17日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案を全て上程し、そのうち、議案第2号の人事案件につきましては委員会付託を省き、本日採決をお願いいたします。

次に、議案第3号から議案第10号までについては、提案理由の説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。

議案第11号から議案第17号までの補正予算については、提案理由の説明後、全体質疑、討論を行い、本日、採決をお願いいたします。

議案第18号から議案第24号までの令和2年度当初予算については、提案理由の説明後、予算特別委員会を設置し、審査をお願いいたします。

2日目及び3日目は一般質問を行います。一般質問は、くじで決定した順により、2日目5人、3日目5人といたしました。

4日目から6日目までは休会といたします。

7日目及び8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

9日目、11日目、14日目及び16日目は予算特別委員会を開き、令和2年度当初予算の審査をお願いいたします。

10日目、12日目、13日目及び15日目は休会としますが、15日目は各常任委員会等の審査結果報告書の作成日といたしましたので、委員長等は報告書の取りまとめをお願いいたします。

17日目を最終日とし、各委員長により付託案件の審査結果報告後、採決を行い、全議案を議了したいと思います。また、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についても採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、田村 稔議会運営委員長報告のとおり、本日から19日までの17日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から19日までの17日間と決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第3、議案第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任に

つき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

来る3月31日をもちまして、現固定資産評価審査委員会委員の森 玄雄氏の任期が満了となります。森氏の後任に、新たに浜野 真氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第2号は同意することに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第4、議案第3号「上三川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第3号「上三川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、本年4月1日より地方公務員法等の改正が施行され、新たに会計年度任用職員の職が設置されますことから、当該職員のサービスの宣誓について、正規職員と比較し、簡略化するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降においても、委員会に付託する議案に係る質疑については、同様の取り扱いをお願いいたします。

質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第5、議案第4号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第4号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条例について一部を改正するため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第6、議案第5号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第5号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に際して、国が定めました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に一部訂正がございましたので、当該基準に準拠しております本条例について、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第7、議案第6号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関

する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第6号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されることにあわせて、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第8、議案第7号「上三川町営住宅管理条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第7号「上三川町営住宅管理条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、民法の一部改正により法定利率が見直されることに伴い、町営住宅の明け渡し請求時における支払い利息に同利率を適用させるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第9、議案第8号「上三川町都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第8号「上三川町都市公園条例の一部改正につ

いて」、ご説明いたします。

本案件は、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律の施行により、体育の日がスポーツの日に改められたため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第10、議案第9号「上三川町道路占用料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第9号「上三川町道路占用料徴収条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、町道の道路占用料の改定等を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第11、議案第10号「町道路線の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第10号「町道路線の認定について」、ご説明いたします。

本案件は、開発行為の工事完了に伴い、帰属された道路を新たな町道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第12、議案第11号「令和元年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第18、議案第17号「令和元年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第11号から議案第17号までを一括してご説明いたします。

まず、議案第11号「令和元年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」について、主なものをご説明いたします。

今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するため、緊急に実施する必要のあるもの、歳入歳出予算額の確定、もしくは確定見込みのもの、繰越明許費、債務負担行為及び地方債を補正するとともに、今後の財政運営の安定性及び健全性に配慮することとして編成したものでございます。

まず、歳入の主なものにつきまして、町税では、個人町民税及び法人町民税を増額補正いたします。国庫支出金では、障害者自立支援給付費に係る負担金の増額補正を、保育所等整備に係る補助金を減額補正いたします。県支出金では、障害者自立支援給付費及び地籍調査事業に係る負担金を増額補正いたします。繰入金では、財政調整基金繰入金及び町債管理基金繰入金を減額補正いたします。町債では、土木債を増額補正いたします。

次に、歳出の主なものにつきまして、議会費では、報酬及び旅費を減額補正いたします。総務費では、消費税率引き上げに伴うプレミアムつき商品券事業に係る委託料等を減額補正いたします。民生費では、私立保育園助成事業に係る補助金を減額補正いたします。衛生費では、宇都宮市へのごみ処理に係る負担金を減額補正いたします。農林水産業費では、台風19号により被災した農業者支援のための補助金を増額補正いたします。商工費では、中小企業事業資金融資信用保証料補助金を減額補正いたします。土木費では、地籍調査事業に係る委託料等及び公園通り整備事業に係る工事請負費を増額補正いたします。教育費では、幼稚園就園奨励費に係る補助金を減額補正いたします。

さらに、繰越明許費を第2表のとおり、債務負担行為を第3表のとおり、地方債を第4表のとおり補正いたします。

この結果、補正予算の総額は3億838万4,000円の減額となり、補正後の一般会計予算を110億7,605万4,000円とするものでございます。

次に、議案第12号「令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、保険給付費等交付金の対象事業支出見込み額減に伴う減額など、歳出では、保険給付費の退職被保険者等に対する支出見込み額の減に伴う減額、国民健康保険事業納付金の額の確定に伴う減額などで、この結果、補正予算の総額は4,368万6,000円の減額となり、補正後の国民健康保険事業特別会計予算を30億5,872万2,000円とするものでございます。

次に、議案第13号「令和元年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、国庫支出金及び県支出金の交付見込みによる減額、歳出では、介護サービス費等の見込みによる減等で、この結果、補正予算の総額は3,950万1,000円の減額となり、補正後の介護保険事業特別会計の予算を22億7,538万円とするものでございます。

次に、議案第14号「令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、保険料の収入見込み額増に伴う増額で、歳出では、後期高齢者広域連合納付金の保険料増に伴う増額で、この結果、補正予算の総額は170万3,000円の増額となり、補正後の後期高齢者医療特別会計予算を2億7,128万4,000円とするものでございます。

次に、議案第15号「令和元年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、使用料、繰入金の減額、歳出では、主に公課費及び需用費の減額のため、この結果、補正予算の総額は680万円の減額となり、補正後の農業集落排水事業特別会計予算を3億2,097万2,000円とするものでございます。

次に、議案第16号「令和元年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

資本的収入における補正減額2,270万円の内容は、事業費の確定見込みに伴い出資金及び工事負担金を減額するものでございます。

また、資本的支出における補正減額2,900万円の内容につきましても、事業費の確定見込みに伴い工事請負費及び委託料を減額するものでございます。

次に、議案第17号「令和元年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

収益的収入における補正減額6,849万3,000円の内容は、事業費の確定見込みに伴い他会計補助金を増額し、長期前受金戻入を減額するものでございます。

また、収益的支出における補正減額913万6,000円の内容につきましては、人件費及び減価償却費等の確定見込みにより減額するものでございます。

次に、資本的収入における補正減額1億4,547万9,000円の内容は、事業費の確定見込みに伴い企業債及び他会計補助金を減額し、出資金を増額するものでございます。

また、資本的支出における補正減額1,750万円の内容につきましては、事業費の確定見込みに伴い建設改良費及び企業債償還金を減額するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 議案第11号「令和元年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の16、17ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。第1款町税、1項町民税、1目個人2,300万円の増でございますが、給与所得等、特別徴収の見込み額が当初より増となったものでございます。2目法人1億7,400万円の増でございますが、法人町民税の申告において、法人税割が増加したことによるものでございます。

3項軽自動車税、2目環境性能割1,291万円の減でございますが、環境性能割賦課対象者の減によるものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 続きまして、第3款第1項1目利子割交付金でございますが、歳入実績により330万円の減額補正をするものでございます。

第6款第1項1目地方消費税交付金につきましても、収入実績により3,000万円の減額補正をするものでございます。

第8款第1項1目環境性能割交付金につきましては、今年度から創設されたものですが、軽減割合の見直しによる収入実績により600万円の減額補正をするものでございます。

第9款地方特例交付金、第2項1目子ども・子育て支援臨時交付金、補正額83万3,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。

12款分担金及び負担金、第1項負担金、2目民生費負担金、2節児童福祉費負担金138万4,000円の減額補正につきましては、利用者負担額の収入減によるものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金3,137万2,000円の増額につきましては、1節社会福祉費負担金で、国民健康保険保険基盤安定負担金の交付額確定により147万4,000円の減額。障害者自立支援給付費の利用者増により4,839万2,000円の増額。2節児童福祉費負担金では、児童手当の支給対象者の減に伴い1,388万1,000円の減額、子育てのための施設等利用給付交付金で、認可外保育施設利用者の減により166万5,000円を減額するものでございます。

同じく第2項国庫補助金、1目総務費補助金、1節総務管理費補助金1,085万7,000円の減額補正でございますが、個人番号カード発行事業では、事業費の額の確定により434万4,000円の増額を、プレミアム付商品券事業では、事業費の額の確定見込みにより1,520万1,000円を減額補正するものでございます。18、19ページをお開き願います。同じく2目民生費補助金、2節児童福祉費補助金9,165万6,000円の減額補正につきましては、子ども・子育て支援交付金、保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業で、それぞれ事業費の額の確定見込みにより減額を、子ども・子

育て支援事業費は、保育無償化に係る費用として県費に組み替えるため、減額補正するものでございます。3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金65万7,000円の減額補正につきましては、浄化槽設置整備事業で、事業費の確定見込みにより33万2,000円を、母子衛生事業で、産婦検診の受診実績見込みにより32万5,000円をそれぞれ減額するものです。4目土木費補助金831万1,000円の増額補正につきましては、1節道路橋梁費補助金で1,212万円の増額、2節住宅費補助金で180万9,000円の減額、3節都市計画費補助金で200万円の減額を、それぞれ社会資本整備総合交付金事業の交付額の確定により計上するものでございます。5目教育費補助金376万3,000円の減額補正につきましては、1節教育総務費補助金で、幼稚園就園奨励費支給額の確定見込みにより減額するものでございます。7目農林水産業費補助金279万円の増額補正につきましては、持続的生産強化対策事業として、台風19号により圃場に堆積した稲わらを農家の方が撤去するために係る経費の全額を国が補助するものでございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金1,454万円の増額につきましては、1節社会福祉費負担金で、国民健康保険保険基盤安定負担金の交付額確定により649万6,000円の減額、低所得者介護保険料軽減負担金の額の確定により11万5,000円の増額、障害者自立支援給付費で、額の確定見込みにより2,419万5,000円の増額を、2節児童福祉費負担金では、支給対象者の減により児童手当355万3,000円を、また認可外保育施設利用者の減により、子育てのための施設等利用給付交付金83万3,000円をそれぞれ減額するものです。また、3節災害救助費負担金111万2,000円の増額につきましては、台風19号における避難所開設に要した経費について、県から支弁される負担金を計上したものでございます。2目土木費負担金815万3,000円の増額補正につきましては、1節土木管理費負担金で、国の一般会計補正予算第1号による追加採択により、地籍調査事業を増額するものでございます。

同じく第2項県補助金、1目総務費補助金150万円の減額補正につきましては、1節総務管理費補助金で、移住支援金の該当者がなかったため、地方創生推進交付金を減額するものでございます。2目民生費補助金1,116万9,000円の増額は、2節児童福祉費補助金で、1歳児担当保育士増員事業で264万6,000円の減額、第三子以降保育料等免除事業で263万5,000円の増額、子ども・子育て支援交付金で311万2,000円の減額、栃木県食物アレルギー対応給食提供事業で37万8,000円の減額をそれぞれ事業費の確定見込みにより、また子ども・子育て支援事業費1,467万円の増額につきましては、先ほど国庫で説明いたしました保育無償化に係る費用を事業費確定見込みにより計上するものです。3目衛生費補助金15万円の減額補正につきましては、1節保健衛生費補助金で、浄化槽設置整備事業費の額の確定見込みにより減額するものでございます。4目農林水産業費補助金、1節農業費補助金936万6,000円の減額補正につきましては、農地集積推進事業で442万7,000円、新規就農総合支援事業で137万5,000円を、農業災害対策特別措置で96万9,000円を、それぞれ事業費額の確定により減額するものでございます。農地災害復旧事業につきましては、災害査定により、対象事業の見直しを行ったことにより519万8,000円減額するものでございます。下の2つは、台風19号関連により、新たなものになります。被災農家等営農再開緊急対策事業29万2,000円につきましては、保管していた主食用米等が浸水等の被害を受け出荷不

能となった農業者を支援するもの、強い農業・担い手づくり総合支援事業231万1,000円は、農産物の生産加工に必要な施設、機械の再建、修繕等を支援するものですが、いずれも額の確定見込みにより計上したものでございます。5目1節商工費補助金108万5,000円の増額補正につきましては、サンフラワーまつり及び町企業間交流事業が県のわがまち未来創造事業として補助採択されたことにより増額するものです。6目土木費補助金、1節住宅費補助金14万円の減額補正につきましては、民間住宅耐震診断等助成事業で、事業費額の確定により減額するものでございます。7目教育費補助金、2節社会教育費補助金65万9,000円の増額補正につきましては、文化財を活用した地域づくりが、わがまち未来創造事業として補助採択されたことにより増額するものでございます。

20、21ページをお開き願います。同じく第3項委託金、1目総務費委託金40万円の減額補正につきましては、4節統計調査費委託金で、それぞれ交付額の確定により、全国消費実態調査費で25万円、経済センサス費で15万円の減額をするものでございます。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金31万1,000円の増額補正につきましては、それぞれ基金の利子を見込んだものでございます。

第2項財産売払収入、1目不動産売払収入278万3,000円の増額補正につきましては、1節土地売払収入で、公共物売払収入として赤道の払い下げ、普通財産売払収入として産業団地内宅地の売り払いによるものでございます。2目1節物品売払収入79万5,000円の増額補正につきましては、公用車2台分の売り払いによるものでございます。

第17款第1項寄附金、1目一般寄附金3,803万6,000円の増額につきましては、受け入れ見込みにより増額するものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金及び2目町債管理基金繰入金につきましては、財源が確保できたことにより、いずれも減額するものです。

第20款諸収入、第4項3目雑入492万6,000円の増額補正につきましては、2節雑入で、地域内フィーダー系統確保維持費分111万円と派遣職員給与等経費381万6,000円を増額するものでございます。

第21款第1項町債、1目民生債650万円の減額補正につきましては、1節福祉債で、児童福祉施設解体事業として、旧ふざかし保育所解体事業費の確定により減額するものでございます。3目農林水産業債180万円の減額補正につきましては、県営かんがい排水事業で、事業費の確定見込みにより減額するものでございます。4目土木債2,300万円の増額補正につきましては、1節道路橋梁債、道路新設改良事業で、補助の追加により事業費が確定したことにより330万円の増額をするものでございます。3節公園債では、社会資本整備総合交付金の額の確定に伴い180万円の減額をするものでございます。4節街路債では、公園通り整備事業につきまして、事業費増額の確定見込みにより2,150万円を増額するものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 続きまして、歳出のご説明をさせていただきますが、事項別明細書の説明に入ります前に、給与費関係について、総括した説明をさせていただきます。34ページをお開き願

ます。補正予算給与費明細書によりご説明をさせていただきます。

特別職となりますが、表の下段、比較の欄をご覧になっていただきたいと思います。議員における報酬の60万円の減額につきましては、議員定数について、改選後の任期から14人になりましたことに伴い減額するものでございます。

次に、その他の特別職における職員数の47人の減員につきましては、町長選挙が無投票になりましたことに伴い、投票管理者及び投票立会人で36人を、また都市計画審議会を開催しなかったことに伴い、当該審議会の委員11人を減員としたものでございます。また、報酬の101万5,000円の減額につきましては、町長選挙に伴う投票管理者及び投票立会人や都市計画審議会委員等に対する報酬について、事務事業の確定に伴い減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは一般会計補正予算書、22ページ、23ページをお開きください。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、1節報酬60万円の減額は、改選により議員定数が削減されたことによるものでございます。9節旅費41万7,000円の減額は、議員視察研修等の研修先が予定より遠方でなかったため、旅費が安価だったことにより減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の945万円の増額補正でございますが、これは19節負担金、補助及び交付金によるもので、栃木県と本町の職員の交流について、本年度から新たな人材による交流を行うことになりましたことから、県から本町に派遣された県職員の給料等についての県への負担金について、補正するものでございます。続きまして、3目財産管理費の41万円の減額補正でございますが、これは13節委託料によるもので、殿山配水場の売り払いに伴う不動産鑑定評価について、当該敷地の本年度における売り払いは行わないことになりましたことにより、不用額となりますことから、補正するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 続きまして、4目交通安全対策費6万円の増額は、8節報償費で、高齢者運転免許証自主返納奨励事業の申請者増によるものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 続きまして、7目財政管理費、25節積立金でございます。補正額31万円の増額につきましては、財政調整基金及び町債管理基金の利子の積み立てによるものでございます。8目企画費1,720万1,000円の減額補正でございます。こちらにつきましては、プレミアム付商品券事業費の確定により、11節需用費で1万7,000円、12節役務費で60万円、13節委託料で1,458万4,000円の減額、及び19節負担金、補助及び交付金で、移住支援金の該当者が

なかったことにより200万円を減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 続きまして、9目公共交通費526万3,000円の減額は、13節委託料で、デマンド交通運行事業の確定見込みにより585万円の減額と、19節負担金、補助及び交付金で、生活バス路線維持事業の確定により58万7,000円の増額によるものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 続きまして、10目広報広聴費90万円の減額補正につきましては、11節需用費で、広報かみのかわの印刷費の確定によるものでございます。11目情報管理費790万円の減額につきましては、13節委託料350万円、14節使用料及び賃借料440万円、いずれも事業費の確定により減額するものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 続きまして、第2項徴税费についてご説明いたします。2目賦課徴収費、13節委託料216万3,000円の減の内訳でございますが、固定資産基礎資料整備事業のうち、地籍調査事業の確定並びに航空写真撮影及び家屋現況図修正事業における額の確定によるものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、第3項戸籍住民基本台帳費、2目住民情報管理費、19節負担金、補助及び交付金434万4,000円は、マイナンバーカード発行事務団体への交付金の額の確定による増額でございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 24、25ページをお開き願います。

続きまして、第4項選挙費、5目町長選挙費の213万4,000円の減額補正でございますが、これは、4月21日に執行を予定しておりました町長選挙について、無投票になり、投票事務に係る経費について不用額が発生することになりましたことから、減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 続きまして、第5項統計調査費、1目統計調査総務費40万円の減額につきましては、統計事業の事業費の確定によりまして、1節報酬で35万円を、11節需用費で5万円をそれぞれ減額するものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の100万4,000円の増額補正につきましては、25節積立金で、ふるさと納税として採納された寄附金を社会福祉基金に積み立てるものです。続きまして、2目障害者福祉費の4,824万円の増額補正は、まず20節扶助費で、障害福祉サービスや補装具に係る給付等を行うための障がい者自立支援給付費の増として4,288万6,000円、また23節償還金、利子及び割引料では、平成30年度分の障がい者自立支援給付費及び障がい者医療費の国・県補助金を返還するための予算として535万4,000円を増額するものです。続きまして、5目老人福祉費の2,115万4,000円の減額補正につきましては、まず第8節報償費、それと11節需用費のうちの食糧費、14節使用料及び賃借料につきましては、高齢者・障がい者スポーツ大会と敬老会の事業費の確定により、おのおの不用となった額を減額するものでございます。また28節繰出金の減額につきましては、国民健康保険事業特別会計の保険基盤安定繰出金等や介護保険事業特別会計の介護給付費繰出金等の額の確定により、両方合わせまして1,977万円を減額するものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額3,250万5,000円の減につきまして、内訳の主なものをご説明いたします。まず15節工事請負費では、旧ふざかし保育所の解体工事費の確定見込みによりまして553万7,000円の減額を、また20節扶助費では、児童手当の対象人数が当初の見込みより少数であるため3,290万円の減額をし、27ページに移りまして、23節償還金、利子及び割引料では、平成30年度子ども・子育て支援交付金の額の確定により、国庫補助金並びに県補助金を返還するため、それぞれ319万9,000円の増額をするものでございます。2目母子福祉費、補正額541万6,000円の減につきましては、主なものご説明いたしまして、20節扶助費で、児童医療費の助成件数が当初の見込みより少数であるため500万円の減額をするものでございます。

続きまして、3目保育所費、補正額1億2,990万7,000円の減につきまして、内訳の主なものをご説明いたします。まず19節負担金、補助及び交付金では、特定教育・保育施設等助成事業の補助金額の確定見込みにより1億2,727万5,000円の減額を計上いたしました。こちらには、上三川幼稚園の建て替え事業に交付する保育所等整備交付金が含まれておりまして、建て替え工事の進捗状況に応じた額を交付することといたしまして1億1,175万円の減額が含まれているものでございます。次に、20節扶助費では、認可外保育施設利用者が負担する保育料に対します給付費であります施設等利用給付費につきまして、利用者が当初の見込みよりも少数であったことから330万円の減額をし、県の基準で第3子と認められるお子さんの副食費に対する支援費につきましても、対象者が当初の見込みより少数であったことから166万9,000円の減額をするものでございます。また23節償還金、利子及び割引料では、平成30年度の国・県負担金並びに国・県補助金の額が確定いたしましたので、返還金として236万7,000円を増額するものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。11時15分よりまた始め

ます。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の800万円の減額補正につきましては、24節投資及び出資金で、水道事業への出資見込み額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 上下水道課長。

○上下水道課長【伊藤知明君】 続きまして、7目環境整備費、19節負担金、補助及び交付金の140万6,000円の減額につきましては、合併処理浄化槽の申し込み件数の減少に伴うものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 続きまして、8目環境衛生費48万6,000円の減額は、19節負担金、補助及び交付金で、芳賀地区広域行政事務組合斎場の負担金確定によるものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 続きまして、10目母子衛生費、補正額100万円の減につきましては、13節委託料で、妊産婦健康診査の受診者が当初の見込みより少数であることにより200万円の減額をする一方で、19節負担金、補助及び交付金では、不妊治療費助成の申請件数が増加傾向にあることから100万円の増額をするものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 続きまして、第2項清掃費、2目じん芥処理費1億1,179万9,000円の減額のうち、12節役務費266万7,000円の増額は、昨年の台風による災害廃棄物のうち、稲わら処理について、クリーンパーク茂原に支払うものです。19節負担金、補助及び交付金1億1,446万6,000円の減額は、クリーンパーク茂原廃棄物処理の負担金確定による1億643万5,000円の減額と、小山広域保健衛生組合し尿処理の負担金確定による803万1,000円の減額によるものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、2目農業総務費をご説明いたします。12万円の減額につきましては、19節負担金、補助及び交付金に計上しました栃木県

主催のとちぎ食と農ふれあいフェアの開催見送りにより、負担金12万円を減額するものでございます。

次に、3目農業振興費の312万円の減額についてご説明いたします。1節報酬の12万1,000円の減額は、農用地除外申請の9月分の案件がなかったことから、9月分の農業振興地域促進協議会の開催が不要となったため、年3回の協議会開催が2回となり、1回分の委員報酬を減額するものでございます。19節負担金、補助及び交付金の299万9,000円の減額につきましては、補助金に関するの干びょう推進対策費、農業近代化資金等利子補給、園芸産地振興対策事業、農業災害補助金につきましては、事業費の額の確定による減額でございます。次の28、29ページをお開きください。持続的生産強化対策事業の279万円の増額は、昨年10月の台風19号の影響により圃場に堆積した稲わらの撤去や搬出費用を補助するものでございます。被災農家等営農再開緊急対策事業の39万円の増額は、台風19号によって販売目的の保管米が浸水した農家に対し、被災農家における営農再開に向けた土づくりに要する費用を補助するものでございます。強い農業・担い手づくり総合支援事業の290万6,000円の増額は、台風19号により被害を受けた農産物の生産確保に必要な施設や農業機械の修繕などの費用を補助するものでございます。交付金の農地集積協力金、農業次世代人材投資資金につきましては、事業費の額の確定による減額でございます。

次に、5目農地費の1,027万8,000円の減額についてご説明いたします。19節負担金、補助及び交付金の477万8,000円の減額につきましては、基幹水利施設ストックマネジメント事業の43万7,000円の増額は、令和元年度栃木県補正予算で、県営鬼怒中央2地区を前倒しで事業実施するため、負担金を増額するものでございます。県営かんがい排水事業の521万5,000円の減額は、県営事業費の額の確定による減額でございます。28節繰出金の550万円の減額は、農業集落排水事業特別会計において、事業費の確定による繰出金の減額でございます。

次に、7目農業再生対策推進費の156万円の減額についてご説明いたします。19節負担金、補助及び交付金の156万円の減額は、事業費の額の確定によるものでございます。

以上で第6款の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 商工課長。

○商工課長【枝 博信君】 続きまして、第7款第1項商工費、2目商工振興費125万3,000円の減額補正でございますが、14節使用料及び賃借料15万8,000円の減額補正につきましては、イベントでの機器借り上げが不用になったため減額、次に19節負担金、補助及び交付金109万5,000円の減額補正でございますが、県信用保証協会への負担金は額の確定見込みにより、中小企業事業資金融資信用保証料につきましては事業費の確定見込みにより、中小企業事業資金融資利子補助につきましては事業費の確定により、それぞれ減額するものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 続きまして、第8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費についてご説明いたします。こちらにつきましては、財源内訳の変更によるものでございます。続きまして、第2目地籍調査費についてご説明いたします。第11節需用費20万円、13節委託料1,060万1,000円、16節原材料費30万円、こちらにつきましては、国の交付金の補正による西汗6地

区の地籍調査に係る経費の増額分でございます。

続きまして、第2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費167万7,000円の減額補正についてご説明いたします。こちらにつきましては、道路台帳補正において、事業費の額の決定により減額補正をするものでございます。続きまして、2目道路維持費600万円の減額補正についてご説明いたします。こちらにつきましては、国の交付決定による減額により補正するものでございます。続きまして、3目道路新設改良費840万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、国の交付金の追加配分として、新産業団地のアクセス道路の町道3-123号線の道路整備に係る経費としまして増額するものでございます。

続きまして、30ページをご覧ください。4項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。こちらにつきましては971万5,000円の減額補正でございます。1節報酬、こちらは都市計画審議会が開催されなかったため減額するものでございます。13節委託料956万6,000円、こちらにつきましては、富士山地区市街地整備事業の額確定、及び願成寺地区におけます市街地整備事業の公園整備について、用地交渉が不調になったため、調査測量設計を減額するものでございます。続きまして、2目公園管理費、こちらにつきましては、財源内訳の変更によるものでございます。続きまして、3目街路事業費でございます。こちらは4,300万円の増額補正でございます。こちらは15節の工事請負費といたしまして、国の交付金の補正による町道2-22号線公園通りの道路整備に係る経費の増額分でございます。続きまして、4目公共下水道費、こちらは、下水道事業費の確定に伴う予算科目の組み替えによるものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 続きまして、第5項住宅費、1目住宅管理費についてご説明いたします。19節負担金、補助及び交付金の409万円の減でございますけども、民間住宅耐震診断助成、ブロック塀等撤去費補助及び定住促進住宅取得支援事業に対しまして、補助額の確定により減額するものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 続きまして、第10款教育費についてご説明いたします。第1項教育総務費、2目事務局費83万8,000円の減額につきましては、7節賃金202万9,000円の減額、これは、臨時職員を見込んでおりましたが、正規職員配置により不用となったため減額するものです。24節投資及び出資金7万7,000円の増額は、ふるさと人材育成基金への指定寄附がありましたので、積み立てをするものです。25節積立金111万4,000円の増額は、ふるさと納税に伴う受け入れ金額を義務教育施設整備基金に積み立てをするものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 続きまして、4目幼稚園費、補正額1,199万2,000円の減につきましては、19節負担金、補助及び交付金で、幼稚園就園奨励費並びに第3子以降子育て支援費に

つきまして、額の確定見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 続きまして、第2項小学校費、1目学校管理費、補正額448万円の減額につきましては、11節需用費の290万円の減。これは、光熱水費において、電気料が抑えられたことによる不用見込み額を減額するものです。次に、13節委託料158万円の減は、設備改修工事等において、設計業務の事務事業費が確定したことによる不用額を減額するものです。続きまして、2目教育振興費、補正額368万5,000円の減額につきましては、11節需用費75万8,000円の減。これは、小学校教育機器整備事業において、入札により消耗品が安価に購入できたことにより不用額を減額するものです。次に、20節扶助費292万7,000円の減額は、要保護・準要保護児童援助費において、認定者が見込みより少なかったことによる不用額を減額するものです。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費、補正額248万7,000円の減額につきましては、11節需用費215万円の減。これは小学校費と同じで、光熱水費において、電気料が抑えられたことによりまして不用見込み額を減額するものです。次に、13節委託料33万7,000円の減は、設備改修工事等による設計業務の事業費確定により不用額を減額するものです。続きまして、2目教育振興費、一番下になります。補正額165万8,000円の減額につきましては、20節の扶助費で、要保護・準要保護生徒援助費において、認定者数が見込みより少なかったことによりまして不用額を減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 続きまして、32、33ページをお開きください。第4項社会教育費、1目社会教育総務費49万円の増額は、19節負担金、補助及び交付金で、川中子1区自治会公民館修繕に伴う補助金です。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 次に、4目文化財保護費、19節負担金、補助及び交付金の29万5,000円の増額補正は、町指定文化財井戸川のケヤキの樹勢回復の手当てを早急に実施する必要があることから、その費用の2分の1を所有者に補助するための補正でございます。

次に、第5項保健体育費、1目保健体育総務費、8節報償費12万円の減額は、フェンシング競技の普及啓発事業として、当初、全日本代表級の有名選手を実演講師として招聘する謝礼費を計上いたしましたが、高校フェンシング部の生徒さんの協力による事業が大変好評であったことから、有名選手の招聘をしないこととしたための不用額を減額するものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 続きまして、4目給食センター費、補正額150万円の減額につきましては、学校給食炊飯委託料におきまして、提供日数が当初見込みより少なかったことによる不用見込み額を減額するものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 続きまして、第11款災害復旧費、第2項農林水産業施設災害復旧費の補正につきましては、昨年10月の台風19号に関するものでございます。1目農地災害復旧費の804万4,000円の減額についてご説明いたします。13節委託料の34万4,000円の減額は、災害査定設計書及び実施設計書委託料の額の確定によるものでございます。15節工事請負費の770万円の減額は、工事費の額の確定見込みによるものでございます。次に、2目農業施設災害復旧費の764万2,000円の増額についてご説明いたします。13節委託料の5万8,000円の減額は、災害査定設計書及び実施設計書委託料の額の確定によるものでございます。15節工事請負費の770万円の増額は、実施設計の作成において、農業用施設の災害復旧方法を協議し、施工方法などを精査したことによるものでございます。

以上で第10款2項の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 続きまして、第12款第1項公債費、1目元金で1,803万6,000円の減額、2目利子で300万6,000円の減額、これらにつきましては、地方債元金償還額及び地方債利子償還額の額の確定によるものでございます。

ページを戻っていただきまして、10ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございます。こちらの補正につきましては、追加として、表に記載のとおり、第6款農林水産業費、第1項農業費、持続的生産強化対策事業の279万円から第11款災害復旧費、第3項土木施設災害復旧費、道路災害復旧事業の3,032万4,000円までの事業につきまして、いずれも令和元年度内の事業完了が困難であるため、それぞれ繰越明許を行うものでございます。また、変更につきましては、第8款土木費、第2項道路橋梁費、道路整備事業において、金額を1億8,209万2,000円から2億6,263万4,000円に変更するものでございます。

第3表債務負担行為補正でございます。こちらにつきましては、給食設備更新事業で、機器の更新を夏休みの期間中に進めるため、期間を令和元年度から令和2年度、限度額を3,626万7,000円と定めるものでございます。

第4表地方債補正でございます。こちらの補正につきましては、表に記載のとおり、1の児童福祉施設解体事業から7の公園通り整備事業までの事業につきまして、先ほど歳入の町債で説明いたしましたとおり、補正後の限度額を定めるものでございます。

以上で、令和元年度上三川町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第12号「令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入からご説明いたします。第5款県支出金、第2項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金3,352万円は、保険給付費の減額によるものでございます。

第8款財産収入、第1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節基金利子1万円の増額は、国民健康保険財政調整基金の利子でございます。

第9款繰入金、第1項繰入金、2目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金1,062万6,000円は、額の確定による減額でございます。2節職員給与費等繰入金46万円は、賦課システム改修事業の額の確定による減額でございます。4節財政安定化支援事業繰入金91万円は、額の確定による増額でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第2項徴税費、1目賦課徴収費、13節委託料46万円は、賦課システム改修事業の額の確定による減額でございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金、補助及び交付金3,450万円の減額は、退職被保険者等療養給付費の支出見込みの減によるものでございます。

第2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金、補助及び交付金570万円の増額は、一般被保険者高額療養費の支出見込みの増によるものでございます。2目退職被保険者等高額療養費、19節負担金、補助及び交付金472万円の減額は、退職被保険者高額療養費の支出見込みの減によるものでございます。

第3款国民健康保険事業納付金、第1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付分、19節負担金、補助及び交付金2,707万7,000円は、額の確定による減額でございます。2目退職被保険者医療給付分、19節負担金、補助及び交付金2万5,000円は、額の確定による減額でございます。

第2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、19節負担金、補助及び交付金165万6,000円は、額の確定による減額でございます。2目退職被保険者後期高齢者支援金等分、19節負担金、補助及び交付金1万1,000円は、額の確定による減額でございます。

第3項介護納付金分、1目介護納付金分、19節負担金、補助及び交付金301万9,000円は、額の確定による増額でございます。

14、15ページをお開き願います。第7款積立金、第1項基金積立金、1目国民健康保険財政調整基金積立金、25節積立金1,501万円は、基金積立金及び利子見込み額の増額でございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、7目保険給付費等交付金償還金、23節償還金、利子及び割引料61万円は、返還金の額の確定による増額でございます。

第13款予備費、第1項予備費、1目予備費42万4,000円は、歳入歳出補正の端数調整による増額でございます。

以上で、議案第12号「令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、議案第13号「令和元年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入からご説明いたします。第2款分担金及び負担金、第1項負担金、1目認定審査会負担金

の3万4,000円の減額は、生活保護受給者の要介護状態等の審査判定に係る委託負担金の予算計上
が不用となったことによるものでございます。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目介護給付費負担金の27万1,000円の減額、第2項
国庫補助金、1目調整交付金の1,471万9,000円の減額、同じく第2項2目地域支援介護予防事
業交付金の58万5,000円の増額、3目地域支援包括的支援事業等交付金の80万8,000円の減
額につきましては、それぞれ事業の額の確定によるものでございます。5目事業費補助金の35
万2,000円の増額は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業の補助額の確定によるものでござ
います。

第6款県支出金、第1項県負担金、1目介護給付費負担金の1,490万1,000円の減額、第2項
県補助金、1目地域支援介護予防事業交付金の29万3,000円の増額、2目地域支援包括的支援事
業等交付金の40万4,000円の減額につきましては、それぞれ事業の額の確定によるものでござ
います。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金の973万7,000円の減額、2目
地域支援介護予防事業繰入金の11万2,000円の増額、3目地域支援包括的支援事業等繰入金
の36万2,000円の減額、4目低所得者介護保険料軽減負担金繰入金の46万円の減額につきま
しては、それぞれの事業の町負担分の額の確定によるものでございます。5目その他一般会計繰入金の6
万7,000円の減額は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業の町負担分の額の確定によるもの
でございます。

続きまして、3の歳出についてご説明いたします。次の12、13ページをお開きください。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の28万5,000円の増額補正は、13節委託
料で、介護保険に係るシステム改修事業の額の確定によるものでございます。第2項徴収費、1目賦課
徴収費と3項介護認定審査会費、2目認定調査等費の補正は、ともに財源の変更によるものでござ
います。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費の4,000万
円、5目施設介護サービス給付費の3,500万円、8目の居宅介護住宅改修費の300万円の各減額
補正につきましては、これまでの支払い実績に基づき、所定の補正を行うものでございます。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サー
ビス事業の187万5,000円の減額は、介護予防教室開催に係る事業費、委託料でございますが、そ
ちらが確定したことによるものでございます。2目一般介護予防事業の補正は、地域支援事業交付金を
充当することによる財源の変更でございます。

第2項包括的支援事業等費、1目包括的支援事業等費の187万9,000円の減額補正につきまし
ては、13節委託料、家族介護者交流事業の利用者が、また20節扶助費につきましても、高齢者介護
用品給付の利用者が当初見込みを下回ったため、おのおの減額するものでございます。

第6款予備費の増につきましては、歳出全体の補正の減額分を調整するものでございます。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第14号「令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきましてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入からご説明いたします。第1款保険料、第1項保険料、1目保険料、1節現年度分特別徴収保険料150万円の増額は、特別徴収保険料収入見込みの増によるものでございます。3目滞納繰越分普通徴収保険料20万3,000円の増額は、滞納繰越分普通徴収保険料の収入見込みの増によるものでございます。

12、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。第2款後期高齢者広域連合納付金、第1項後期高齢者広域連合納付金、1目後期高齢者広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金170万3,000円の増額は、納付金の増によるものでございます。

以上で、議案第14号「令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 上下水道課長。

○上下水道課長【伊藤知明君】 それでは、続きまして、議案第15号「令和元年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

まずは2の歳入でございます。第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目農業集落排水使用料の130万円の減額は、使用料の確定見込みによるものでございます。

次に、第3款繰入金、第1項1目一般会計繰入金の550万円の減額は、事業費の確定見込みに伴うものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。

3の歳出でございます。第1款農業集落排水事業費、第1項総務費、1目一般管理費の300万円の減は、消費税納付額の確定見込みにより、27節公課費を減額するものでございます。

次に、第2項1目施設管理費の380万円の減額のうち、11節需用費280万円は、電気料金の確定見込みによるものです。13節委託料100万円につきましては、施設管理費の確定見込みによるものでございます。

以上で、議案第15号「令和元年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、説明を終わります。

続きまして、議案第16号「令和元年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。補正予算参考資料によりご説明いたします。

まず、上段の資本的収入ですが、第1款水道事業収入、第2項第1目出資金の800万円の減は、事業費の確定見込みに伴う一般会計からの出資金の減額でございます。

次に、第3項負担金、2目負担区分以外の負担金の1,470万円の減は、主に水道布設替工事に伴う下水道事業会計からの負担金の減額でございます。

次に、下段の資本的支出についてご説明いたします。第1款水道事業支出、第1項1目水道事業施設整備費の2,900万円の減は、事業費の確定見込みにより、第4節工事請負費の2,600万円と5節委託料の300万円を減額するものでございます。

以上で、議案第16号「令和元年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。続きまして、議案第17号「令和元年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。補正予算参考資料によりご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

上段の収入ですが、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、2目他会計補助金1億3,147万9,000円の増は、一般会計補助金の調整により、4条予算であります資本的収入から振り替えを行うため、増額するものでございます。次に、3目長期前受金戻入は、減価償却に伴って収益化する実際の現金収入を伴わない収益であり、算出方法の見直しにより1億9,997万2,000円を減額するものでございます。

次に、下段の支出でございますが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、4目公共下水道事業総係費の1,076万3,000円の減は、会計間の異動による人件費等の減額によるものでございます。6目減価償却費625万2,000円の減額は、額の確定に伴うものでございます。7目資産減耗費1,139万8,000円の増は、富士山地区のマンホールポンプ2基を撤去することに伴い、1節の固定資産除却費を増額するものでございます。

次に、第2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費210万円の減額は、企業債利息の確定によるものでございます。

第3項特別損失、1目過年度損益修正損60万円の減額と、2目その他特別損失81万9,000円の減額は、会計間の異動による人件費等の減額に伴うものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

まず、上段の収入でございますが、第1款下水道事業収入、第1項1目企業債の1,400万円の減は、事業費の確定見込みに伴い、各事業の企業債の減額を行うものでございます。

第2項1目出資金110万3,000円の増は、事業費の確定見込みに伴い増額するものでございます。

第3項1目他会計補助金1億3,258万2,000円の減は、一般会計補助金の調整により、3条予算であります収益的収入へ振り替えを行うため、減額するものでございます。

次に、下段の支出でございます。第1款下水道事業支出、第1項建設改良費、2目特定環境保全公共下水道事業費の1,470万円の減は、事業費の確定見込みにより、3節補償金の減額をするものでございます。

第2項1目企業債償還金280万円の減は、企業債元金償還金額の確定に伴い、減額するものでございます。

続きまして、戻りまして、2ページをお開き願いたいと思います。

補正予算書第4条、起債の限度額を、事業費の確定見込みに伴い表のとおり変更するものでございます。

また、第5条は、一時借入金の限度額を1億円から2億円に変更するものでございます。

以上で、議案第17号「令和元年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 会議途中ですが、昼食のため休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復しまして、会議を開きます。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 一般会計、23ページの企画費のうちの移住支援金と関連がありますので、31ページの土木費の住宅管理費の定住促進住宅取得支援事業の2つについて、ちょっとお聞きします。町では人口減少に鑑み、移住定住促進政策をいろいろ打っていますが、その中で、この移住支援金はゼロだから200万円の減額という説明がありましたが、これは町のホームページなんかでも載せてますよね、移住促進のやつで。そういう中で、問い合わせは、じゃ、町のほうにあったのか。

もう1つ、こっちの定住促進住宅取得支援事業、これは去年確か条例で決まった区画整理地内のやつですよね。これは何件あったのかお聞きします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 それでは、23ページの移住支援金についてご説明いたします。こちらの事業につきましては、栃木県と共同して実施する移住支援事業でございます。県が行うマッチング支援事業と連携をして、東京圏から移住してきた就業または起業しようとする者に対して、県と居住地の市町村が共同して給付するものでございますが、今回、今年度ですね、上三川町においては、この支援事業に合致する該当者がいなかったということによって減額するものでございます。当初予算では2名分を見込んでいたところでございますが、この支援事業に、補助事業に合致する該当者がいなかったということになります。

先ほどの問い合わせがあったかということに関しましては、問い合わせに関しては数件ございました。また、東京圏のほうで行う支援事業関係のイベント等にも参加いたしまして、町のPR等に参加してございます。そちらのイベント等におきましても、移住定住に関する質問は数件、問い合わせは受けているところでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 31ページのですね、定住促進住宅取得支援事業についてでございますけ

ども、この事業につきましては、建物を、新築の場合ですと、しらさぎ地区と天神町地区につきましては新築の補助と、あと、中古住宅につきましては町内全域を対象にしているものでございます。申請の件数でございますけども、まず、新築につきましては4件ございました。中古住宅につきましては10件の申請がございまして、合計で14件の申請があったところでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 22ページなんですけども、総務管理費の9目公共交通費585万円の減額ということなんですけども、多分これは利用者数だと思うんですが、この1年間ですね、デマンド交通の利用者数を、これ、お願いしたいと思います。

あと1点ですね、次の24ページですね。老人福祉費の敬老会記念品等、また高齢者・障がい者スポーツ大会の記念品等ってことで、合わせて100万円の減額なんですけども、当然敬老会につきましてはですね、75歳以上、全部呼んでるんですが、出席者数はそのうちの何%か。またですね、高齢者・障がい者スポーツ大会においてはですね、これはどのぐらい努力してこの呼ぶ方法を考えたのかですね、この2点についてお尋ねします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 デマンド交通の利用者数でございますが、当該年度は集計中でございますけども、平成31年度においては、実利用者数746人でございます。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、敬老会出席者数ですが、今年度375名の方、出席いただきました。対象者が3,453名ですので、人数的には1割程度の出席者ということになっております。ただ、敬老会に参加した方に配付します一般記念品、こちらにつきましては約2,400人の方、約7割程度の方には配付できておりません。

また、高齢者・障がい者スポーツ大会、こちらにつきましては、そもそも準備の段階から、この会議等開きましたときには、シニアクラブの方ですとか、あるいは高齢者団体、障がい者団体の方にも会議のほうには出席いただいております、その方々の意見を聞きながら、また周知のほうにつきましても、それらの方あるいは自治会を通しまして周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 今、1年間ですね、746人ということなんですけども、この減額ですね、585万円、この減額の内訳をお願いしたいんですが。

それとですね、もう1点は要望なんですけども、敬老会、高齢者スポーツ大会、できるだけですね、多くの高齢者に来ていただくような施策を、これ、ぜひお願いしたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 すいません、先ほど利用者人数は実人数のほうを申しております、延べ人数は1万4,956人、これは平成30年度でございます。

先ほどの、それと減額ですけども、契約について、2,648万円で契約しておりまして、このうち収入見込み、1人当たりで利用に基づいて利用料をいただく形になってますので、その分を見込んで、その分を差し引くと、その分が大体466万2,000円を見込んでおりまして、その差額ということで今回585万円を減額するものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 同じ質問なんですけど、なぜ敬老会にしても老人の、障がい者の運動会にしても参加者がいないかということは、1つは何が原因だと課長は考えておりますか。

またもう1つ、敬老会を連れて行く人も敬老会なんですね。その人たちのことをするのも老人会なんですね。そうすると、どっちが先か、どっちが同じかという人が、車を運転して連れていくんだということも盛んに言うんですね。すると、免許証をもう返す年の人が、それを返した人を連れていってるといことなんです。そんなことで行政は成り立つんでしょうか。その、なぜするのかという根本が、課長にはわかっていないんじゃないかと思うんですね。何で老人と障がい者を集めて運動させるかって、何でさせるんだというところ、ちょっとはっきり答えていただけますか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 まず、高齢者あるいは障がい者のスポーツ大会、そして敬老会、参加の目的としましては、やはり地域でなかなか社会に出る機会が少なくなりがちの方々をできるだけ外に出して、体を動かしていただく、気持ちも、精神的なものでも、何ですかね、明るい感じに変えていただきたいと、そういうところで町としては実施しているところでございます。

また開催方法、どのような形でやれば参加者の数が増えるかということ、こちらにつきましては、私どもとしましても非常に悩んでいるところではあります。この開催方法等につきましては、今後改めて地域の皆さんとお話をしながら、あるいは関係団体の方とお話をしながら、開催方法について見直しのほうはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 先日も私、お話ししたんですが、老人ですから、言われたことを忘れちゃうんですね。私ももう高齢者になったもんですから、言われたことを時たま忘れます。それを、いついつまでにその申し込みをしないと、申し込みは受け付けないだよというようなことを言うそうです。あなた方は元気ですから覚えてるでしょうが、言われた老人会の会長も老人です。その老人が忘れてたら、もうこの日に申し込まなければだめですよというので、老人会でもめるそうですよ。おまえがしっかりしねえからこうなったんだと。それじゃ、あなた方が机の上において、座っていて、どここの自治会が来ないんだけど、どうしたんだろうと、なぜ行かないんですか。行って、忘れてませんか、出場はだめなんですかというのも行政のサービスだと私は思うんですね。それを、来ないから、はい、今日で打ち切りですと。じゃ、敬老会の人も、あそこまで行くの大変なんだと。私のところに、敬老会を自治会の公民館でやらせてもらえないかと。どうしてですかと言ったら、あそこまで送っていく人間がもういないんだよ。だから、公民館なら車で押して来ても来られるんで、公民館で老人会やりたいんだ。だから、

そのときの予算をもらってきてくれないかというので、一度予算をくれないかと申しました。これは町全体でやるもんだから、個人別にはできないんだと、そういうことを言われました。でも、もう歩けないんですよ。それを、ここへ連れてきなさいというほうが間違ってるんじゃないでしょうか。

ある自治会では、バスを出すそうです、ぐるっと。小旅行だって喜んで来るそうですよ。缶ビールのこんな小さいのを飲むと、失礼な話ですが、ちょっと面倒なことも、問題になるそうですよ。それでも、楽しくて行きたいという自治体もあるんですよ。うちは、たった1割のために敬老会をするなら、しないほうがいいんじゃないですか。それは町長が一番いけないんじゃないかと私は思うんですよ、老人を老人が面倒見てるんですから。違いますか。老人を面倒見るのは、あなた方なんですよ、そうでしょう、今までたくさん働いて町に納税してきたんですから。そうじゃないですか。そこの根本が間違ってるから、人が来ないんです、集まらないんです。歩けないんです。よく反省してみてください。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 答弁いいですね。他にございますか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 補正予算書の28、29ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、2目道路維持費の中で、先ほどの説明では、国の交付決定によるということで600万円が減額になってます。予算の内訳書、財源の内訳書を見ますと、国庫支出金ということで300万円が減額ということなんですけども、全体の600万円の減額と300万円には何か関連性が、予算構成の中で、補助が、町の金が300万円、国が300万円だから600万円で事業するんですよとか、そういった何か関連性があるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまのご質問に対しましてお答え申し上げます。

まずですね、道路維持費につきましては、こちらのほうの600万円の減額でございますが、もともと舗装修繕費のほうを交付金事業で見込んで要望していたんですが、こちらのほうが内示がなかったということで300万円と300万円、合わせて600万円が減額になっております。補助ですね、国庫支出金としまして300万円、それと一般財源の300万円ということで、合わせて600万円が減額になっております。また、その財源内訳の中で、その他の経費810万円が追加されまして、一般財源のほうが減額になっているんですが、こちらのほうにつきましては、起債を充当している関係でこのような記載になってございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。10番、田村 稔君。

○10番【田村 稔君】 24、25ページ、第3款民生費のですね、20節の扶助費3,290万円、児童手当、当初より少なかったということですが、何人少なくなって、また、児童手当ですから、当然、町外に行ってしまったか何かの理由だと思うんですが、この3,290万円の減ですね。

あと2点あるんですけど、28、29、商工振興費、19節の補助金の中小企業事業資金融資信用保証料、条例で町が負担しますということで50万円の減ですが、何件申し込みがあって、実際に50万円見込みよりも少なかったということだと思うんですが、その内訳を。

最後のもう1点、30、31、教育費、教育振興費の20節292万7,000円、要保護・準要保

護児童援助費ですね、292万7,000円の減ということで、認定者が少なかったということですが、現況で何人いて、何人見込みより少なかったのか。

以上3点、お願いします。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 まず1点目のですね、25ページになります。児童手当の減額3,290万円についてご説明いたします。当初予算では、対象児童の数を4,390人で見込んでおりました。これは、例年の実績から概数として出した数字でございます。それに対して、今年度の決算見込みの人数でございますが、約4,125人分ということで、265人の人数の減を見込んだところでございます。これはあくまでも実績ベースで積算したということでございますので、転出したとか、そういった要因とはまた別な考え方でございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 商工課長。

○商工課長【枝 博信君】 それでは、2点目についてお答えさせていただきます。信用保証料の補助金でございますが、当初は15件見てございました。これが現在9件ということで、50万円の今回補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 30、31ページの20節扶助費292万7,000円の減ということで、こちらにつきましては、当初予算の見込み時は134人を見込んでおりましたが、実数では、見込み数で90人ということで、44人の減ということになりました。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 27ページですね、衛生費の19節の負担金、補助及び交付金で、不妊治療助成が増額になったということで、どのくらい増額になったのかとか、それから、この不妊治療を追かけていって、うまく妊娠ができたのかとか、そういうデータとしては、町としてはとっているのか。

それから、不妊において、今まではどうしても女性というイメージが強かったものが、男性も上三川としては補助するという話も出てますので、夫婦で助成するという形になると思うんですけども、男性の治療の対象者というのは増えてるんでしょうか。その辺を伺います。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 27ページの不妊治療費助成の交付金の100万円の増について、ご説明いたします。当初予算では50件の10万円、1件当たり10万円の50件として500万円を計上させていただいておったところでございますが、見込みとして、年度末までにさらに10件程度申請がふえるだろうというような見込みを立てて、10万円の10件分で100万円の増額を計上したところでございます。

先ほどご質問の中に、不妊治療したことによって妊娠あるいは出産につながったのかどうか、データのほうを持っているかということでございますが、現時点でそのような解析のものはいたしておりませ

ん。さらに、男性についての治療の件数についても、現在ちょっと数字は把握しておりません。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 子育て支援とかそういういろんな面からも、やっぱりそういうデータというのはとても大切だと思うので、もし可能であるのであれば、今後そういうデータを持っていただいて、やはり町としても不妊治療、そういう助成をして新しい命が誕生しましたというような嬉しい知らせも聞きたいと思いますので、今後はそのようなデータはとっていただけたらありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第11号「令和元年度上三川町一般会計補正予算(第4号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「令和元年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「令和元年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「令和元年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「令和元年度上三川町下水道事業会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第19、議案第18号「令和2年度上三川町一般会計予算」から、日程第20、議案第24号「令和2年度上三川町下水道事業会計予算」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和2年第2回上三川町議会定例会に当たりまして、町政運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、令和2年度予算案についてご説明いたします。

国内の経済状況は、非製造業におけるICT投資など、新しい時代に対応した前向きな設備投資が進み、賃金は6年連続で今世紀最高水準の賃上げが実現するなど、GDPは名目、実質ともに過去最大規模に達しており、我が国の景気は内需を中心に緩やかな回復基調にあります。また、地方における経済は、雇用・所得環境が改善し、2000年代半ばと比べて景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、厳しいながらも好循環の前向きな動きが生まれ始めております。経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引き上げ後の国内の経済動向や通商問題をめぐる動向、中国経済の先行き、イギリスのEU離脱、新型コロナウイルスの感染拡大など、さまざまな海外発の下方リスクが存在しております。

我が国の財政状況を見ますと、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおもさらなる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き厳しい状況にあります。

このような中、政府は、経済再生なくして財政健全化なしの基本方針のもと、デフレ脱却、経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、名目GDP600兆円経済の実現と、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化という財政健全化目標の達成を目指すこととしております。

また、地方における人口減少や東京圏へ人口の過度の集中という重要課題に対しては、昨年12月策定の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方に新しい人の流れをつくり、SDGsの理念に沿った地域活性化を図るためには、AI、IoTなどのsociety5.0の実現に向けた技術などを活用した各地域の主体的な取り組みを求めており、こうした進取の気性に満ちた先駆的な地方自治体を情報、人材、財政の面から支援するとしております。

本町では、これまで、平成27年度策定の「上三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少の歯どめと活力維持に取り組んでまいりましたが、若年層の東京圏への転出超過を初めとする

人口減少、少子高齢化という課題に対し、今月中に策定予定の「上三川町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進により、切れ目のない取り組みを行ってまいります。

町政運営に当たりましては、多様化、高度化する町民ニーズを的確に捉えながら、「第7次総合計画基本計画」に盛り込まれた施策を積極的に推進することにより、住民福祉の増進に努めるとともに、町の将来像である「共に創る 時代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現に向け、全力を傾注してまいります。ここに、町議会議員の皆様及び町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、令和2年度予算編成に当たっての基本的な事項について申し上げます。

国の令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、2025年度の財政健全化目標の達成を目指し、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取り組みを的確に予算に反映するとしています。また、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するとし、地方にも国の取り組みと基調を合わせた取り組みを求めています。

本町におきましては、町民税の税収が景気動向により大きく変動することから、基金及び町債の活用により年度間の調整を行っておりますが、中長期にわたり財政運営の健全性、安定性を維持していくためには、歳出改革により収支の均衡を図るとともに、景気変動にも耐えることができる財政構造の確立に努める必要があります。

依然として厳しい運営を強いられる財政状況の中で、本町の令和2年度予算案は、計画最終年度となる第7次総合計画前期基本計画に掲げる施策及び次期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるべき具体的な施策の推進を図るとともに、将来にわたり持続可能な財政運営を目指すことを基本的な考え方とし、町民ニーズ、費用対効果等を十分に勘案した上で、事務事業の選択と集中を図りながら、重点的な予算配分に努めて編成したものであります。

この結果、令和2年度一般会計予算案の総額は116億800万円となり、前年度と比較して4億800万円、3.6%の増となりました。

まず歳入について申し上げますと、自主財源の根幹をなす町税は、町民税等の減収見込みにより、予算計上額は57億638万2,000円となり、前年度と比較して6,325万円、1.1%の減となりました。地方交付税のうち普通交付税については、交付団体となる見込みから1億2,000万円を計上いたしました。

また、国・県補助金の積極的導入と臨時財政対策債など有利な地方債の活用、建設地方債による財政負担の平準化を図った上、財政調整基金、町債管理基金、社会福祉基金及び町営住宅施設整備基金を活用することといたしました。

歳入を財源別に申し上げますと、自主財源は69億2,045万円、構成比59.6%、前年度比1億558万円、1.5%の減、依存財源は46億8,755万円、構成比40.4%、前年度比5億1,358万円、12.3%の増となりました。

次に、歳出につきまして、性質別で申し上げますと、消費的経費は76億9,905万7,000円、前年度比5,924万1,000円、0.8%の減となりました。また、投資的経費は17億7,471万4,000円、前年度比4億8,548万2,000円、37.7%の増となりました。その他の経費

は21億3,422万9,000円、前年度比1,824万1,000円、0.8%の減となりました。

次に、各特別会計予算案について申し上げます。

国民健康保険事業は29億2,000万円で、前年度比1億円、3.3%の減。介護保険事業は22億6,800万円で、前年度比2,100万円、0.9%の増。後期高齢者医療は2億8,000万円で、前年度比900万円、3.3%の増。農業集落排水事業は3億2,900万円で、前年度比600万円、1.9%の増となりました。

以上、一般会計と特別会計を合計した予算案総額は174億500万円となり、前年度予算と比較して3億4,400万円、2.0%の増となりました。

最後に、公営企業会計予算案について申し上げます。

水道事業会計の収益的収支は、収入5億8,739万1,000円で、前年度比1,933万2,000円、3.2%の減、支出5億8,054万5,000円で、前年度比947万7,000円、1.6%の減、資本的収支は、収入2,210万4,000円で、前年度比6,739万9,000円、75.3%の減、支出6億3,329万2,000円で、前年度比3億2,226万2,000円、103.6%の増、下水道事業会計の収益的収支は、収入8億905万7,000円で、前年度比8,142万円、9.1%の減、支出8億546万8,000円で、前年度比2,084万円、2.5%の減、資本的収支は、収入4億8,045万3,000円で、前年度比2億6,956万6,000円、35.9%の減、支出7億2,357万円で、前年度比1億6,374万4,000円、18.5%の減であります。

次に、令和2年度当初予算案に基づき、一般会計における主な施策について申し上げます。

第2款総務費では、令和3年度からの5年間に取り組むべき主要施策等を示す第7次総合計画後期基本計画を策定いたします。また、地域公共交通としてのデマンド交通の運行、下野市、壬生町との連携によるバス路線ゆうがおバスの実証運行を継続してまいります。

第3款民生費では、自立支援医療費の支給、重度の障がい者に対する医療費助成、地域生活支援、自立支援のための給付など、障がい者支援の充実を図ってまいります。また、新生児の誕生祝いとしてベビーギフトの贈呈、第3子以降の出産に対する祝い金の支給、指定管理による放課後児童クラブの運営、医療費の助成、私立保育園の運営及び施設整備に対する助成など、子育て支援の充実を図ってまいります。

第4款の衛生費では、がん・結核検診及び特定健診受診率の向上に取り組むほか、健康マイレージ事業、スマートフォンアプリを活用した取り組みなど、町民の健康づくり活動へのきっかけづくりの推進、医療用ウィッグ等購入に対する助成制度の創設など、保健サービスの充実を図ってまいります。また、子育て支援では、子育て世代包括支援センター「しらピヨ」での相談事業と、妊娠期から出産、子育て期における切れ目ない支援を継続してまいります。

第6款の農林水産業費では、土地利用型経営体育成、農地集積推進、農業次世代人材投資事業、産地パワーアップ事業などに取り組み、農業の振興を図ってまいります。また、間もなくオープン1周年を迎える上三川いきいきプラザ農産物直売所を拠点に、本町のすぐれた農産物、かみのかわブランド認定品を広くPRしていくほか、販路拡大に向け、町外での知名度向上にも引き続き取り組んでまいります。

第7款の商工費では、プレミアム商品券発行に対する補助や、かみのかわブランド認定事業による商

業の振興、上三川インター南産業団地の整備、大規模な施設再整備に対する奨励措置による工業の振興、夕顔サマーフェスティバル、かみのかわ町おこし夏祭りの開催に対する補助、かみのかわ景観スポットの整備等による観光の振興に取り組んでまいります。

第8款の土木費では、幹線道路、生活道路の計画的な整備、道路、橋梁の適正な維持管理に努め、町内道路網及び快適な道路環境の整備を推進してまいります。また、市街地における公園整備を推進し、居住環境の向上を図るとともに、住宅取得補助により定住者の増加を図ってまいります。さらには、普通河川の護岸整備などにより、災害の未然防止を図ってまいります。

第9款の消防費では、消防団員詰所の新築や消防ポンプ自動車2台を更新することにより、消防体制を強化するほか、自治会単位での自主防災組織設立への支援を継続し、防災体制の充実を図ってまいります。

第10款の教育費では、小中学校へのタブレット型情報端末などICT機器の整備、小学校へのプログラミング教育用の教材を追加整備するほか、安全安心な学校施設を維持していくための長寿命化計画の策定など、学校教育環境の改善、充実に努めてまいります。また、2022年の国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」に向けた準備として、体育センターの耐震・大規模改修のほか、フェンシングの普及啓発など、開催に向けての機運醸成を図ってまいります。

これらの施策の実施に当たりましては、各種計画の策定、事業の評価への町民、民間の参画の促進と町からの広報活動及び広聴活動の充実に加え、積極的な情報発信による町民の皆様との情報共有化により、さらなる「協働と自立のまちづくり」を進めてまいります。

以上のような施策により、町民の皆様から住んでいてよかった、今後も住み続けたいと思っていただけるまちづくりに努めてまいります。

以上、令和2年度に臨む所信の一端を申し述べるとともに、予算案の概要についてご説明いたしました。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長【石崎幸寛君】 お諮りいたします。議案第18号から議案第24号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第24号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

次に、委員会の名称については、上三川町議会運営に関する要綱第98条の規定により「令和2年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は、上三川町議会委員会条例第5条第2項の規定により議会の議決で定めることとなっておりますので、議員全員の14人としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の名称は「令和2年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は、議員全員の14人と決定いたしました。

次に、令和2年度予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。正副委員長の選任につきましては、上三川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選すること

となっております。

○議長【石崎幸寛君】 ここで、正副委員長の互選をするため、暫時休憩いたします。休憩中に互選いただき、休憩後、その結果について、年長議員の7番、高橋正昭君より報告をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時51分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

○議長【石崎幸寛君】 休憩中に互選いただきました、令和2年度予算特別委員会の正副委員長について、報告を求めます。13番、高橋正昭君。

○13番【高橋正昭君】 ただいま別室において正副委員長の選任を行いました。

委員長に津野田重一議員、副委員長に田村 稔議員、以上であります。

○議長【石崎幸寛君】 ただいま報告のとおり、令和2年度予算特別委員会の正副委員長については決定いたしました。

お諮りいたします。本日、町長から議案第25号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年農地農業用施設災害復旧に関する専決処分）」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第25号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

追加日程を配付いたします。

（資料配布）

○議長【石崎幸寛君】 追加日程第1、議案第25号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年農地農業用施設災害復旧に関する専決処分）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第25号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年農地農業用施設災害復旧に関する専決処分）」について、ご説明いたします。

農地農業用施設の災害復旧につきましては、土地改良法第96条の4第1項において準用する第87条の5の規定に基づき、災害復旧の応急工事計画を策定し、議会の議決を求めることとされておりますが、令和元年台風第19号による被害から、農地、農業用施設の機能回復を図るため、早急に災害復旧に着手する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したため、承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、上程になったんですが、農地の用水の工事がここに載ってるんですが、同じ用地の用水の修理が何度も同じように修理されて、これで3回目になるんですが、もうちょっとしっかりしたものを作ってほしいという要望があるようなんですが、その辺のところはどうなってるかお教え願えますか。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。農政課長。

○農政課長【小池光男君】 この専決処分に関しましては、令和元年台風19号の災害を受けた農地農業用施設の、わかりやすく言えば復元というような工事内容でございますので、ご質問いただいた内容については今後、関係機関と協議しながら、この台風19号の被害を検証しまして考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、この台風のとくも、この前の増水のとくも、同じようなところが同じように氾濫するわけです。これを何とかしていただかないと、幾ら国の予算であってもですね、解決策にはならないと思うので、よくその周りの関係課で話をしてですね、壊れないものというのはいないかもしれませんが、同じところが同じようにならないような工夫は、創意工夫というんじゃないかと思うんですね。それぐらいは能力があるんじゃないかと、行政にも、思うので、同じところが同じようにならないようにだけしてやってほしいというのが要望なので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第25号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年農地農業用施設災害復旧に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第25号は、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第3号から議案第10号までにつきましては3月10日までに、令和2年度予算特別委員会に付託しました議案第18号から議案第24号までにつきましては3月18日までに審査を終了するよう、それぞれ期限をつけることにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第3号から議案第10号までについては3月10日までに、議案第18号から議案第24号までについては3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 本日はこれで散会いたします。

なお、明日は午前10時から一般質問を行います。大変お疲れさまでした。

午後2時00分 散会